

旭川工業高等専門学校学則

制定	昭和37. 4. 1	昭和41. 1. 1 達第6号
改正	昭和38. 4. 1 昭和47. 1. 7 達第1号 昭和49. 6. 20 達第3号 昭和51. 4. 17 達第3号 昭和55. 9. 20 達第2号 昭和62. 2. 27 達第7号 平成2. 3. 23 達第2号 平成4. 3. 18 達第13号 平成9. 2. 24 達第3号 平成11. 4. 1 達第1号 平成13. 6. 12 達第3号 平成15. 9. 16 達第2号 平成16. 3. 30 達第12号 平成18. 2. 14 達第26号 平成19. 3. 13 達第27号 平成20. 2. 19 達第17号 平成22. 1. 12 達第10号 平成22. 12. 14 達第7号 平成24. 3. 9 達第21号 平成26. 3. 6 達第6号 平成27. 7. 14 達第3号 平成29. 9. 21 規則第37号	昭和47. 4. 1 達第6号 昭和50. 4. 16 達第1号 昭和52. 4. 1 達第1号 昭和61. 2. 25 達第2号 昭和63. 4. 1 達第1号 平成3. 3. 22 達第4号 平成6. 2. 22 達第32号 平成10. 2. 23 達第2号 平成12. 3. 14 達第38号 平成15. 3. 11 達第10号 平成16. 2. 10 達第7号 平成16. 9. 7 達第36号 平成18. 10. 10 達第12号 平成19. 9. 11 達第8号 平成21. 2. 12 達第8号 平成22. 9. 29 達第3号 平成23. 3. 8 達第12号 平成25. 9. 11 達第2号 平成27. 3. 20 達第7号 平成29. 7. 20 規則第34号 平成31. 3. 14 規則第2号

旭川工業高等専門学校学則

第1章 目的

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限、在学年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第2条 修業年限は、5年とする。

第2条の2 在学年限は、10年とする。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 特別の必要があると認めるときは、校長は、前項の各学期の期間を変更することができる。

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

- (3) 春期休業
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業日は、校長がその都度定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

第5条の2 4月23日を、本校の開校記念日とする。

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員
機械システム工学科	1	40人
電気情報工学科	1	40人
システム制御情報工学科	1	40人
物質化学工学科	1	40人

2 前項の規定にかかわらず、校長が教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することがある。

第7条の2 各学科の教育上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 機械システム工学科は、機械工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、それぞれの技術要素を有機的に構成し、新たな社会構築に役立つシステムを創造していく能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。
- (2) 電気情報工学科は、電気・電子工学及び情報工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、さらに、創造力、柔軟な思考力、情報化社会におけるモラル及びコミュニケーション能力を身に付けた、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。
- (3) システム制御情報工学科は、情報技術、機械工学及び電気・電子工学に関する基礎的・専門的知識を身に付け、それぞれの専門分野の技術が融合されたシステムの技術に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。
- (4) 物質化学工学科は、化学及び生物分野に関する基礎的・専門的知識を身に付け、科学技術が自然環境に与える影響を自覚して社会全体の諸問題に対応できる、国際的視野を持った技術者を育成することを目的とする。

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事、学生主事及び寮務主事は、それぞれ校長の命を受け、教務主事にあっては教育計画の立案その他の教務に関すること、学生主事にあっては学生の厚生補導に関すること、寮務主事にあっては寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

3 教務主事は教授、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもって充てる。

第10条 本校に、総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第11条 前2条に規定するもののほか、内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものと

する。

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動をもって編成する。

2 学年ごとの授業科目及びその開設単位数は、別表第1のとおりとする。

3 各授業科目的単位数は、1個学年30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。次項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第4学年及び第5学年の授業科目にあっては、修得すべき単位のうち、60単位を超えない範囲について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。ただし、体育IV、食農・医福基礎、食農・医福演習、北海道ベースドラーニングI、卒業研究、企業実習、最先端工学、最先端工学演習及び北海道ベースドラーニングIIにあっては、前項の規定によるものとする。

(1) 講義については、15時間～30時間の範囲で本校が定める授業時間をもって1単位とする。

(2) 演習、実験及び実習については、30時間～45時間の範囲で本校が定める授業時間をもって1単位とする。

5 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年において、それぞれ30単位時間、計90単位時間を行うものとする。

6 学生は、第2項に規定する授業科目について、一般科目については82単位以上、専門科目については85単位以上履修かつ修得し、さらに、前項に規定する特別活動を履修するものとする。

第13条の2 本校においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させことがある。

2 前条第5項の規定により修得しなければならない単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本校における授業科目的履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第13条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目的履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

第13条の5 本校に、北海道ベースドラーニングプログラムを置く。

2 北海道ベースドラーニングプログラムについては、別に定める。

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、授業科目的履修及び単位の修得並びに特別活動の履修を認定して行うものとする。

2 前項の履修及び修得の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修し、かつ修得するものとし、当該学年が第3学年以下である者については、特別活動も履修するものとする。ただし、特に必要がないと認められた授業科目については、再履修しなくともよいものとする。

2 再履修に関する細目は、別に定める。

第5章 入学，転科，休学，退学，転学，留学及び卒業

第16条 入学の時期は、毎年4月とする。

第17条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第18条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他校長が必要と認めた書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、調査書その他校長が必要と認めた書類等を資料として、入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜結果に基づき、第30条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。入学料の免除又は徴収猶予の申請を受理された者にあっても入学を許可するものとする。

第19条 第1学年の中途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長はその者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可するときは、第16条の規定は、これを適用しないものとする。

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに本校在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を終了しない者に対しては、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

第21条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、第3学年までに限り転科を許可することができる。

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることがある。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第24条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

第25条 校長は、感染症その他疾病の種類によっては、学生の出校を停止させことがある。

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上

相当学年に入学を許可することができる。

第27条 他の学校に入学、転学又は編入学を希望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第27条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

第28条 校長は、全学年の課程を修了した者に対し、所定の卒業証書を授与する。

第28条の2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第29条 入学を志願する者は、願書提出とともに、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第35号。以下「費用規則」という。）に定める検定料を納付しなければならない。

第30条 入学料の額は、費用規則に定める額とする。

第31条 学生は、費用規則に定める授業料年額を前期及び後期の期ごとに区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては4月中に、後期にあっては10月中に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可されるときに納付することができる。

第31条の2 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該授業料に相当する額を返還する。

(1) 前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合、後期分の授業料に相当する額

(2) 前条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合で、申出があったとき当該授業料に相当する額

第32条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第33条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日が属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

第34条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎した日の属する月までの間、費用規則に定める寄宿料を納付するものとする。

第35条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合又は校長がそれに準ずる事由があると認める場合は、入学料の全

額又は半額を免除することがある。

- 2 経済的理由により、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに、入学料の納付が困難と認められる場合その他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料の徴収を猶予することがある。
- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 4 風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。
- 5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学生準則及び賞罰

第36条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める旭川工業高等専門学校学生準則（昭和37年制定）を遵守しなければならない。

第37条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

第38条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第39条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第23条に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第18条第3項に規定する入学料免除の申請を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者並びに同項に規定する入学料徴収猶予の申請を受理され、徴収の猶予を不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

第40条 本校に、専攻科を置く。

第41条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より深く高度な工業に関する専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第42条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
生産システム工学専攻	12人
応用化学専攻	4人

第42条の2 各専攻の教育上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 生産システム工学専攻は、メカトロニクス、エレクトロニクス、コンピュータ応用等の技術が融合した生産システム分野において活躍できる、創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。
- (2) 応用化学専攻は、化学・バイオ関連産業における製品・技術の開発及びこれに伴う環境への配慮に柔軟に対応できる、創造的かつ国際的な研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

第43条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第44条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

第45条 専攻科の修業年限は、2年とする。

第46条 専攻科の在学年限は、4年とする。

第47条 専攻科学生の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、通算して2年を限度として休学を認めることがある。

2 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第48条 専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

2 履修方法等について必要な事項は、別に定める。

第49条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

第50条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第13条の2第1項、第13条の4、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第27条の2第1項及び第4項、第29条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第37条から第39条までの規定を準用する。この場合において、第13条の4第2項中「前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位」とあるのは「20単位」と、第27条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第1項」と、第39条第2項中「第23条」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

第51条 本章に定めるもののほか、専攻科について必要な事項は、別に定める。

第8章の2 日本技術者教育認定のための教育プログラム

第51条の2 本校に、日本技術者教育認定のために「環境・生産システム工学」教育プログラムを置く。

2 「環境・生産システム工学」教育プログラムについては、別に定める。

第9章 寄宿舎

第52条 本校に、寄宿舎を設ける。

2 寄宿舎の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

第53条 本校の学生以外の者で、本校において特定の専門事項について研究を志願する者

がある場合は、本校の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校研究生規程（昭和62年達第3号）の定めるところによる。

第54条 本校の学生以外の者で、本校所定の授業科目中1科目又は数科目について聴講を志願する者がある場合は、本校の教育に支障のないときに限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校聴講生規程（昭和62年達第4号）の定めるところによる。

第54条の2 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学若しくはこれに相当する高等教育機関等との協定等に基づき、本校所定の授業科目の履修を志願する者がある場合は、本校の教育に支障のないときに限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校特別聴講学生規程（平成24年達第20号）の定めるところによる。

第55条 本校の学生以外の者で、本校所定の授業科目中1科目又は数科目について履修し、単位の修得を志願する者がある場合は、本校の教育に支障のないときに限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、旭川工業高等専門学校科目等履修生規程（平成7年達第6号）の定めるところによる。

第56条 外国人で本校の第2学年以上に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、学生定員外とすることができる。

- 3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

第57条 本校に、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から実施する。

附 則（昭和38. 4. 1）

- 1 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。
2 昭和38年3月31日以前に入学した者に係る授業料の額は、第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 仮寄宿舎を設置する期間中仮寄宿舎に入舎している学生の寄宿料の額は、第34条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（昭和41. 4. 1 達第6号）

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から遡及して施行する。
2 昭和41年度の入学検定料の額は、この学則第29条の改正にかかわらず従前の規定による。

附 則（昭和47. 1. 7 達第1号）

この規則は、昭和47年1月7日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47. 4. 1 達第6号）

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
2 昭和47年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の旭川工業高等専門学

校学則（以下「新学則」という。）第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和47年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、新学則第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和47年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の年額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合せた額とする。
 - (1) 前期 4,800円
 - (2) 後期 9,600円
- 6 昭和47年度において、学年の中途において入学した者の属する年次の在学者が昭和47年度において入学した者である場合においては、当該入学した者について、新学則第32条の規定を適用するときは、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 7 前2項の規定が適用される者について、新学則第33条を適用する場合においては、「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則（昭和49. 6. 20 達第3号）

この規則は、昭和49年6月20日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則（昭和50. 4. 16 達第1号）

この規則は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51. 4. 17 達第3号）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日に遡及して施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以降において、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において入学した者（以下「昭和51年度入学者」という。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合せた額とする。
 - (1) 前期 9,600円
 - (2) 後期 21,600円
- 5 昭和51年度において、学年の中途において入学した者の属する年次の在学者が昭和51年度入学者である場合においては、当該入学した者について、新学則第32条の規定を適用するときは、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 前2項の規定が適用される者について、新学則第33条を適用する場合においては、「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則（昭和52. 4. 1 達第1号）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行する際、改正後の学則第13条から第15条については、昭和52年度入学者（原学年にとどめられた者で、当該学年が、昭和52年度入学者と同学年である者を含む。）から適用するものとし、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（昭和55. 9. 20 達第2号）

この規則は、昭和55年9月22日から施行する。

附 則（昭和61. 2. 25 達第2号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行する際、学則第13条第2項に規定する授業科目並びにその開設単位数（改正後の別表第1、別表第2）については、昭和61年度入学者（原学年にとどめられた者で、当該学年が、昭和61年度入学者と同学年である者を含む。）から適用するものとし、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（昭和62. 2. 27 達第7号）

- 1 この規則は、昭和62年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（電気工学科教育課程表）は、昭和62年度電気工学科第1学年から適用するものとし、他の電気工学科の学生については、なお従前の例による。

附 則（昭和63. 4. 1 達第1号）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、別表第2については、昭和63年度第1学年から適用するものとし、他の学生については、なお、従前の例による。

附 則（平成2. 3. 23 達第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3. 3. 22 達第4号）

この規則は、平成3年3月22日から施行し、平成3年3月15日から適用する。

附 則（平成4. 3. 18 達第13号）

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日において第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する学生に係る授業科目及び開設単位数は、第13条第2項の規定にかかわらず、一般科目にあっては附則別表第1、専門科目にあっては附則別表第2に定めるとおりとする。

附 則（平成6. 2. 22 達第32号）

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、別表第2中電気工学科及び工業化学科の表は、平成6年度第1学年から適用するものとし、他の電気工学科及び工業化学科の学生については、なお、従前の例による。

附 則（平成9. 2. 24 達第3号）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、別表第2中制御情報工学科の表は平成9年度第1学年から、工業化学科の表は平成9年度第3学年から適用するものとし、他の制御情報工学科及び工業化学科の学生については、なお従前の例による。

附 則（平成10. 2. 23 達第2号）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 工業化学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）第7条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に本校に在学する者（平成10年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。以下「在学者等」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 在学者等については、新学則第7条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成11. 4. 1 達第1号）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に本校に在学する者（平成11年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）については、改正後の旭川工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成12. 3. 14 達第38号）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に本校に在学する者（平成12年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）については、改正後の旭川工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成13. 6. 12 達第3号）

この学則は、平成13年6月12日から施行し、平成13年3月30日から適用する。

附 則（平成14. 3. 12 達第8号）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則にかかわらず、平成9・10年度に入学した学生及び平成8年度に入学した学生に係る一般科目の教育課程はそれぞれ表1及び表2のとおりとする。

附 則（平成15. 3. 11 達第10号）

- 1 この学則は、平成15年3月11日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の電気工学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）第7条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者（平成15年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則別表第1及び別表第2は、平成15年度に入学する者から適用し、平成14年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成15. 9. 16 達第2号）

- 1 この学則は、平成15年9月16日から施行する。
- 2 改正後の旭川工業高等専門学校学則別表第3は、平成16年度から入学する者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成16. 2. 10 達第7号）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8章の2を加える規定は、平成16年2月10日から施行する。
- 2 平成16年4月1日前の機械工学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）第7条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者（平成16年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則別表第1は、平成16年度に入学する者から適用し、平成16年4月1日において、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在学する学生については、附則別表第1に定めるとおりとする。
- 4 改正後の学則別表第2は、平成16年度に入学する者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成16. 3. 30 達第12号）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第3は、平成16年度に入学する者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成16. 9. 7 達第36号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第3は、平成17年度に入学する者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成18. 2. 14 達第26号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表第1は、平成18年度に入学する者から適用し、平成18年4月1日において、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在学する学生（平成18年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）については、附則別表第1に定めるとおりとする。

3 改正後の学則にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る専門科目の教育課程は、なお従前の例による。

附 則（平成18. 10. 10 達第12号）

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表第2は、平成19年度に入学する者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成19. 3. 13 達第27号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 9. 11 達第8号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表第2は、平成20年度に入学する者から適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成20. 2. 19 達第17号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 12 達第8号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表第1は、平成18年度に入学した者から適用し、平成17年度以前に入学した者については、附則別表に定めるとおりとする。

附 則（平成22. 1. 12 達第10号）

この学則は、平成22年1月12日から施行する。

附 則（平成22. 9. 29 達第3号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表第2は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成22. 12. 14 達第7号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表第2は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成23. 3. 8 達第12号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日前の制御情報工学科は、改正後の旭川工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）第7条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者（平成23年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 新学則第7条の2第3号及び別表第1は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成24. 3. 9 達第21号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25. 9. 11 達第2号）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の学則別表2は、平成26年度に入学する者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成26. 3. 6 達第6号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第1は、平成23年度以降に入学した者に適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則別表2は、平成26年度に入学する者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27. 3. 20 達第7号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第6項の規定は、平成23年度に入学した者から遡及して適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則別表第1は、平成27年度に入学する者から適用する。ただし、改正後の特別選択科目（各学科共通）は、平成27年3月31日に各学科に在学する者（平成27年4月1日以降において、これらと同一学年に編入学及び再入学する者を含む。）についても適用する。
- 4 改正後の学則別表第2は、平成27年度に入学する者から適用する。ただし、改正後の特別教養科目（各専攻共通）は、平成27年3月31日に各専攻に在学する者についても適用する。

附 則（平成27. 7. 14 達第3号）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2は、平成28年度に入学する者から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29. 7. 20 規則第34号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2は、平成30年度に入学する者から適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29. 9. 21 規則第37号）

- 1 この学則は、平成29年9月21日から施行する。ただし、第13条第4項第1号及び第2号の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、改正後の第13条第4項ただし書、第13条の5及び学則別表第1については、平成26年度入学者（原学年にとどめられた者、編入学した者又は再入学した者で、当該学年が平成26年度入学者と同学年である者を含む。）から適用するものとし、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（平成31. 3. 14 規則第2号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成26年度入学者（原学年にとどめられた者、編入学した者又は再入学した者で、当該学年が平成26年度入学者と同学年である者を含む。）から適用し、その他の者については、なお従前の例による。

別表第1（第13条関係）

(機械システム工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

区分	授業科目	単位数	学年別配当			備考
			1年	2年	3年	
一般科目 必修科目	国語	国語Ⅰ	4	4		
		国語Ⅱ	3		3	
		国語Ⅲ	2			留学生を除く
		日本語	2			留学生科目（「国語Ⅲ」に対応）
	社会	現代社会	2	2		
		日本史	2		2	
		世界史	2			留学生を除く
		地理	2		2	
	数学	数学ⅠA	3	3		
		数学ⅠB	3	3		
		数学ⅡA	3		3	
		数学ⅡB	3		3	
		数学ⅢA	4			4
		数学ⅢB	1			1
	理科	物理Ⅰ	2	2		
		物理Ⅱ	3		3	
		化学Ⅰ	2	2		
		化学Ⅱ	2		2	
		生物	1		1	
		地学	1		1	
	保体	保健	1	1		
		体育Ⅰ	2	2		
		体育Ⅱ	2		2	
		体育Ⅲ	2			2
	外国語	英語Ⅰ	4	4		
		英語Ⅱ	4		4	
		英語Ⅲ	3			3
		英文法	2	2		
		基礎英会話	1		1	
		英語演習	2			2
	芸術	美術	1	1		
	情報	情報基礎	1	1		
	小計		70	27	27	16
専門科目 必修科目	工学基礎演習Ⅰ	1	1			
	工学基礎演習Ⅱ	1		1		
	力学基礎	2			2	
	応用物理Ⅰ	2			2	
	機械加工学Ⅰ	1		1		
	機械加工学Ⅱ	1			1	
	機械材料学	2			2	
	材料力学Ⅰ	2			2	

	機構学	1			1	
	機械要素 I	1			1	
	機械製図 I	2	2			
	機械製図 II	1		1		
	CAD/CAM I	1		1		
	CAD/CAM II	1			1	
	機械製作実習 I	3	3			
	機械製作実習 II	3		3		
	機械総合実習	3			3	
	プログラミング基礎	2			2	
	電気工学	2			2	
	工学演習	2			2	留学生科目(「世界史」に対応)
	小計	32	6	7	19	留学生科目を除いた単位数
	修得単位合計	102	33	34	35	留学生科目を除いた単位数

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			4年	5年	
必修科目	人文系	言語表現	1	1	
		日本文化論	1		1
	社会系	知的財産権論	1		1
		経済学	1	1	
	保体	体育IV	1	1	
	外国語	英語IV A	2	2	
		英語IV B	1	1	
		英語V	1		1
	小計		9	6	3
	人文系	文学	1	1	
		哲学	1	1	
		心理学	1	1	
		史学	1	1	
一般科目	社会系	法学	1	1	
		政治学	1	1	
	外国語	英語特講A	1	1	
		英語特講B	1	1	
		第二外国語A	1	1	
		第二外国語B	1	1	
	理数系	数学特講	1	1	
		物理特講	1	1	
	一般教養総合	一般教養特別講義A	1	1	
		一般教養特別講義B	1	1	
		一般教養特別講義C	1	1	
		一般教養特別講義D	1	1	
選択科目	地域系	食農・医福基礎	1	1	
		食農・医福演習	1	1	
		北海道ベースドラーニングI	1	1	
	小計		19	19	16

3 単位以上修得

	修得単位合計		12 以上	
必修科目	応用数学 I	1	1	
	応用数学 II	1	1	
	応用数学 III	1		1
	応用数学 IV	1		1
	応用物理 II	1	1	
	応用物理実験	1	1	
	機械システム工学ゼミナール	1		1
	熱力学 I	1	1	
	熱力学 II	1	1	
	熱エネルギー工学 I	1		1
	熱エネルギー工学 II	1		1
	流体力学 I	1	1	
	流体力学 II	1	1	
	流体工学 I	1		1
	流体工学 II	1		1
	材料力学 II	1	1	
	材料力学 III	1	1	
	機械力学 I	1	1	
	機械力学 II	1		1
	機械要素 II	1	1	
	メカトロニクス I	1	1	
	メカトロニクス II	1	1	
	創造実習	2	2	
	機械設計演習 I	1	1	
	機械設計演習 II	1	1	
	プログラミング応用 I	1	1	
	プログラミング応用 II	1	1	
専門科目	CAD/CAE	2		2
	センシング工学 I	1	1	
	センシング工学 II	1	1	
	制御工学 I	1		1
	制御工学 II	1		1
	システム工学	2		2
	生産技術論	2	2	
	機械システム工学実験 I	2	2	
	機械システム工学実験 II	2		2
	卒業研究	8		8
選択科目	小計	50	26	24
	企業実習	1	1	
	計算力学	2		2
	塑性加工学	2		2
	オプトエレクトロニクス	2		2
	最先端工学	1	1	
	最先端工学演習	1	1	
	北海道ベースドラーニング II	1	1	

} 3 単位以上修得

} 単位は卒業要件に
含まれない

	小計	10	4	9	
	修得単位合計		53 以上		
	修得単位合計		65 以上		
	一般科目修得単位合計	82 以上			留学生科目を除いた単位数
	専門科目修得単位合計	85 以上			留学生科目を除いた単位数

(電気情報工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

区分	授業科目	単位数	学年別配当			備考
			1年	2年	3年	
一般科目 必修科目	国語	国語Ⅰ	4	4		
		国語Ⅱ	3		3	
		国語Ⅲ	2		2	留学生を除く
		日本語	2		2	留学生科目(「国語Ⅲ」に対応)
	社会	現代社会	2	2		
		日本史	2		2	
		世界史	2		2	留学生を除く
		地理	2		2	
	数学	数学ⅠA	3	3		
		数学ⅠB	3	3		
		数学ⅡA	3		3	
		数学ⅡB	3		3	
		数学ⅢA	4		4	
		数学ⅢB	1		1	
	理科	物理Ⅰ	2	2		
		物理Ⅱ	3		3	
		化学Ⅰ	2	2		
		化学Ⅱ	2		2	
		生物	1		1	
		地学	1		1	
	保体	保健	1	1		
		体育Ⅰ	2	2		
		体育Ⅱ	2		2	
		体育Ⅲ	2		2	
	外国語	英語Ⅰ	4	4		
		英語Ⅱ	4		4	
		英語Ⅲ	3			3
		英文法	2	2		
		基礎英会話	1		1	
		英語演習	2			2
	芸術	美術	1	1		
	情報	情報基礎	1	1		
	小計		70	27	27	16
専門科目 必修科目	応用物理Ⅰ	2			2	
	電気工学基礎	2	2			
	基礎電気回路Ⅰ	2		2		
	基礎電気回路Ⅱ	2			2	
	基礎電子回路	2			2	
	基礎電磁気学	2			2	
	電子工学	2			2	
	電気電子計測Ⅰ	1			1	
	コンピュータ工学基礎	1		1		
	計算機工学	2			2	

	電気情報基礎演習	2	2			
	創造プログラミング実習	2	2			
	プログラミング実習 I	1		1		
	プログラミング実習 II	2			2	
	電気情報工学基礎実験 I	3		3		
	電気情報工学基礎実験 II	4			4	
	電気情報基礎演習	2			2	留学生科目(「世界史」に対応)
	小計	32	6	7	19	留学生科目を除いた単位数
	修得単位合計	102	33	34	35	留学生科目を除いた単位数

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			4年	5年	
必修科目	人文系	言語表現	1	1	
		日本文化論	1		1
	社会系	知的財産権論	1		1
		経済学	1	1	
	保体	体育IV	1	1	
	外国語	英語IV A	2	2	
		英語IV B	1	1	
		英語V	1		1
	小計		9	6	3
一般科目	人文系	文学	1	1	
		哲学	1	1	
		心理学	1	1	
		史学	1	1	
	社会系	法学	1	1	
		政治学	1	1	
	外国語	英語特講A	1	1	
		英語特講B	1	1	
		第二外国語A	1	1	
		第二外国語B	1	1	
	理数系	数学特講	1	1	
		物理特講	1	1	
	一般教養総合	一般教養特別講義A	1	1	
		一般教養特別講義B	1	1	
		一般教養特別講義C	1	1	
		一般教養特別講義D	1	1	
	地域系	食農・医福基礎	1	1	
		食農・医福演習	1	1	
		北海道ベースドラーニングI	1	1	
	小計		19	19	16
	修得単位合計			12以上	
専門科目	応用数学 I	2	2		
	応用数学 II	2	2		
	応用物理 II	1	1		
	応用物理実験	1	1		

3単位以上修得

	電気回路 I	2	2		
	電気回路 II	1	1		
	電子回路 I	2	2		
	電子回路 II	1	1		
	電磁気学 I	2	2		
	電磁気学 II	1	1		
	電気電子計測 II	1	1		
	電気機器工学	2		2	
	環境エネルギー工学	2		2	
	電子物性工学	2	2		
	半導体工学	2		2	
	情報システム工学	2	2		
	ソフトウェア工学	2	2		
	情報理論	2		2	
	工業英語	1		1	
	電気情報工学実験 I	2	2		
	電気情報工学実験 II	2	2		
	卒業研究	8		8	
	小計	43	26	17	
選択科目	電気情報演習 A	1	1		2 単位以上修得
	電気情報演習 B	1	1		
	創成工学演習 A	1	1		
	創成工学演習 B	1	1		
	企業実習	1	1		
	コンピュータ工学	2		2	2 単位以上修得
	光エレクトロニクス	2		2	
	通信工学	2		2	
	電子回路 III	2		2	
	情報ネットワーク	2		2	6 単位以上修得
	知識工学	2		2	
	量子工学	2		2	
	システム制御工学	2		2	
	電磁波工学	2		2	
	情報アルゴリズム	2		2	
	電力システム工学	2		2	
	最先端工学	1		1	単位は卒業要件に含まれない
	最先端工学演習	1		1	
	北海道ベースドラーニング II	1		1	
小計		30	8	25	
修得単位合計			53 以上		
修得単位合計			65 以上		
一般科目修得単位合計			82 以上		留学生科目を除いた単位数
専門科目修得単位合計			85 以上		留学生科目を除いた単位数

(システム制御情報工学科)

[第1~3学年の授業科目及び開設単位数]

区分	授業科目	単位数	学年別配当			備考
			1年	2年	3年	
一般科目 必修科目	国語	国語Ⅰ	4	4		
		国語Ⅱ	3		3	
		国語Ⅲ	2			留学生を除く
		日本語	2			留学生科目(「国語Ⅲ」に対応)
	社会	現代社会	2	2		
		日本史	2		2	
		世界史	2			留学生を除く
		地理	2		2	
	数学	数学ⅠA	3	3		
		数学ⅠB	3	3		
		数学ⅡA	3		3	
		数学ⅡB	3		3	
		数学ⅢA	4			4
		数学ⅢB	1			1
	理科	物理Ⅰ	2	2		
		物理Ⅱ	3		3	
		化学Ⅰ	2	2		
		化学Ⅱ	2		2	
		生物	1		1	
		地学	1		1	
	保育	保健	1	1		
		体育Ⅰ	2	2		
		体育Ⅱ	2		2	
		体育Ⅲ	2			2
	外国語	英語Ⅰ	4	4		
		英語Ⅱ	4		4	
		英語Ⅲ	3			3
		英文法	2	2		
		基礎英会話	1		1	
		英語演習	2			2
	芸術	美術	1	1		
	情報	情報基礎	1	1		
小計		70	27	27	16	留学生科目を除いた単位数
専門科目 必修科目	応用物理Ⅰ	2			2	
	電子計算機概論	2	2			
	情報処理	2		2		
	CAD/CAM 演習	4			4	
	コンピュータグラフィックス	2			2	
	アルゴリズムとデータ構造	2			2	
	工業力学	2			2	
	材料工学	2			2	
	機械要素設計	2			2	
	電気工学	2			2	

	工学基礎演習 I	2	2			
	工学基礎演習 II	1		1		
	製図	2	2			
	CAD I	1		1		
	CAD II	1			1	
	工作実習	3		3		
	情報処理	2			2	留学生科目(「世界史」に対応)
	小計	32	6	7	19	留学生科目を除いた単位数
	修得単位合計	102	33	34	35	留学生科目を除いた単位数

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			4年	5年	
必修科目	人文系	言語表現	1	1	
		日本文化論	1		1
	社会系	知的財産権論	1		1
		経済学	1	1	
	保体	体育IV	1	1	
	外国語	英語IV A	2	2	
		英語IV B	1	1	
		英語V	1		1
	小計		9	6	3
一般科目	人文系	文学	1	1	
		哲学	1	1	
		心理学	1	1	
		史学	1	1	
	社会系	法学	1	1	
		政治学	1	1	
	外国語	英語特講A	1	1	
		英語特講B	1	1	
		第二外国語A	1	1	
		第二外国語B	1	1	
	理数系	数学特講	1	1	
		物理特講	1	1	
	一般教養総合	一般教養特別講義A	1	1	
		一般教養特別講義B	1	1	
		一般教養特別講義C	1	1	
		一般教養特別講義D	1	1	
	地域系	食農・医福基礎	1	1	
		食農・医福演習	1	1	
		北海道ベースドラーニングI	1	1	
	小計		19	19	16
	修得単位合計			12以上	
専門科目	応用数学 I	2	2		
	応用数学 II	2	2		
	応用物理 II	1	1		
	応用物理実験	1	1		

3 単位以上修得

	数値計算 I	1	1		
	数値計算 II	1	1		
	デジタル形状設計 I	1	1		
	デジタル形状設計 II	1	1		
	材料力学 I	1	1		
	材料力学 II	1	1		
	熱・流体工学 I	1		1	
	熱・流体工学 II	1		1	
	加工学 I	1	1		
	加工学 II	1	1		
	ロボティクス I	1	1		
	ロボティクス II	1	1		
	計測工学 I	1		1	
	計測工学 II	1		1	
	制御工学 I	1	1		
	制御工学 II	1	1		
	制御工学 III	1		1	
	制御工学 IV	1		1	
	電子工学 I	1	1		
	電子工学 II	1	1		
	工業英語	1		1	
	システム工学 I	1		1	
	システム工学 II	1		1	
	メカトロニクス I	1		1	
	メカトロニクス II	1		1	
	ゼミナール	1		1	
	画像・信号処理 I	1		1	
	画像・信号処理 II	1		1	
	創造工学	2	2		
	工学実験 I	2	2		
	工学実験 II	2		2	
	卒業研究	8		8	
小計		48	24	24	
選択科目	企業実習	1	1		5 単位以上修得
	システムダイナミクス	1		1	
	CAD/CAM システム	1		1	
	計算力学	1		1	
	通信ネットワーク工学	1		1	
	応用電子工学	1		1	単位は卒業要件に含まれない
	情報理論	1		1	
	最先端工学	1	1		
	最先端工学演習	1	1		
	北海道ベースドラーニング II	1	1		
小計		10	4	9	
修得単位合計			53 以上		
修得単位合計			65 以上		

一般科目修得単位合計	82以上		留学生科目を除いた単位数
専門科目修得単位合計	85以上		留学生科目を除いた単位数

(物質化学工学科)

〔第1～3学年の授業科目及び開設単位数〕

区分	授業科目	単位数	学年別配当			備考
			1年	2年	3年	
一般科目 必修科目	国語	国語Ⅰ	4	4		
		国語Ⅱ	3		3	
		国語Ⅲ	2			2 留学生を除く
		日本語	2			2 留学生科目(「国語Ⅲ」に対応)
	社会	現代社会	2	2		
		日本史	2		2	
		世界史	2			2 留学生を除く
		地理	2		2	
	数学	数学ⅠA	3	3		
		数学ⅠB	3	3		
		数学ⅡA	3		3	
		数学ⅡB	3		3	
		数学ⅢA	4			4
		数学ⅢB	1			1
	理科	物理Ⅰ	2	2		
		物理Ⅱ	3		3	
		化学Ⅰ	2	2		
		化学Ⅱ	2		2	
		生物	1		1	
		地学	1		1	
	保体	保健	1	1		
		体育Ⅰ	2	2		
		体育Ⅱ	2		2	
		体育Ⅲ	2			2
	外国語	英語Ⅰ	4	4		
		英語Ⅱ	4		4	
		英語Ⅲ	3			3
		英文法	2	2		
		基礎英会話	1		1	
		英語演習	2			2
	芸術	美術	1	1		
	情報	情報基礎	1	1		
小計		70	27	27	16	留学生科目を除いた単位数
専門科目 必修科目	応用物理Ⅰ	2			2	
	情報処理	2			2	
	基礎化学	2	2			
	化学基礎演習	1	1			
	分析化学	2		2		
	無機化学Ⅰ	1		1		
	無機化学Ⅱ	2			2	
	有機化学Ⅰ	1		1		
	有機化学Ⅱ	2			2	

	基礎生物学	1			1	
	微生物学	1			1	
	生化学	2			2	
	物理化学 I	2			2	
	化学工学 I	1			1	
	基礎化学実験	3	3			
	分析化学実験	3		3		
	有機化学実験	2			2	
	生化学実験	2			2	
	分析化学	2			2	留学生科目(「世界史」に対応)
	小計	32	6	7	19	留学生科目を除いた単位数
修得単位合計		102	33	34	35	留学生科目を除いた単位数

[第4・5学年の授業科目及び開設単位数]

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			4年	5年	
必修科目	人文系	言語表現	1	1	
		日本文化論	1	1	
	社会系	知的財産権論	1	1	
		経済学	1	1	
	保体	体育IV	1	1	
	外国語	英語IV A	2	2	
		英語IV B	1	1	
		英語V	1	1	
	小計		9	6	3
一般科目	人文系	文学	1	1	3 単位以上修得
		哲学	1	1	
		心理学	1	1	
		史学	1	1	
	社会系	法学	1	1	
		政治学	1	1	
	外国語	英語特講A	1	1	
		英語特講B	1	1	
		第二外国語A	1	1	
		第二外国語B	1	1	
	理数系	数学特講	1	1	
		物理特講	1	1	
	一般教養総合	一般教養特別講義A	1	1	
		一般教養特別講義B	1	1	
		一般教養特別講義C	1	1	
		一般教養特別講義D	1	1	
	地域系	食農・医福基礎	1	1	
		食農・医福演習	1	1	
		北海道ベースドラーニングI	1	1	
	小計		19	19	16
	修得単位合計			12 以上	
専門科目	必修科目	応用数学 I	2	2	
		応用数学 II	1	1	
		応用物理 II	1	1	
		応用物理実験	1	1	
		情報処理演習	1	1	
		物理化学 II	1	1	
		物理化学 III	1	1	
		化学工学 II	1	1	
		化学工学 III	1	1	
		化学工学 IV	1	1	
		機器分析	2	2	
		生物環境化学	2	2	
		無機化学 III	1	1	
		有機化学 III	1	1	

	化学工業	2		2	
	高分子化学	2		2	
	基礎工学概論Ⅰ	2		2	
	基礎工学概論Ⅱ	2		2	
	物理化学実験	2	2		
	化学工学実験	2	2		
	卒業研究	8		8	
	小計	37	21	16	
材料 化 学 コ ース	材料化学Ⅰ	2	2		
	材料化学Ⅱ	2		2	
	材料化学ゼミナール	1	1		
	材料化学実験	3		3	
	小計	8	3	5	
生物 化 学 コ ース	生物工学Ⅰ	2	2		
	生物工学Ⅱ	2		2	
	生物化学工学ゼミナール	1	1		
	生物化学工学実験	3		3	
	小計	8	3	5	
	小計	45	24	21	
選 択 科 目	企業実習	1	1		2 単位以上 修得 材料化学コース は 2 単位以上 修得 生物化学コース は 2 単位以上 修得 単位は卒業要件に 含まれない
	物質化学工学演習A	1	1		
	物質化学工学演習B	1	1		
	基礎量子化学	2		2	
	電気化学	2		2	
	エネルギー工学	2		2	
	環境分析	2		2	
	プロセス工学	2		2	
	基礎生命科学	2		2	
	固体化学	2		2	
	応用有機化学	2		2	
	反応工学	2		2	
	応用微生物学	2		2	
	タンパク質科学	2		2	
	生物資源化学	2		2	
	最先端工学	1		1	
	最先端工学演習	1		1	
	北海道ベース ドラーニングⅡ	1		1	
	小計	30	6	27	
修得単位合計			53 以上		
修得単位合計			65 以上		
一般科目修得単位合計			82 以上		留学生科目を除いた単位数
専門科目修得単位合計			85 以上		留学生科目を除いた単位数

(各学科共通)

区分	授業科目	開設 単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
特別選択科目	海外研修	5	1	1	1	1	1	単位は卒業要件に含まれない
	特別研修	5	1	1	1	1	1	
	地域社会活動	5	1	1	1	1	1	

別表第2（第48条関係）
専攻科（生産システム工学専攻）

区分	授業科目	開設 単位数	学年別配当		備考
			第1 学年	第2 学年	
教養科目	英語講読	2		2	
	英語総合演習A	2	2		
	英語総合演習B	2	2		
	国際関係論	2	2		
	歴史と文化	2	2		
小計		10	8	2	
専門関連科目	技術者倫理	2	2		
	環境マネジメント	2	2		
	応用数学特論	2	2		
	応用物理特論	2	2		
	環境科学	2		2	
選択科目	エンジニアリングデザイン	2		2	
	エネルギー工学特論	2	2		
	電気回路特論	2	2		
	生命科学	2	2		
	メカトロニクス特論	2		2	
専門的科目	システム制御工学	2	2		
	センサ工学	2	2		
	計算力学特論	2		2	
	小計	26	18	8	
	生産システム工学	2	2		
必修科目	工学情報処理演習	2	2		
	生産システム工学特別研究Ⅰ	2	2		
	生産システム工学特別研究Ⅱ	8		8	
	生産システム工学特別実験	4	4		
	生産システム工学特別ゼミナールⅠ	2	2		
選択科目	生産システム工学特別ゼミナールⅡ	2		2	
	インターンシップ	4		4	
	連続体力学	2	2		
	圧縮性流体力学	2		2	
	電磁気学特論	2	2		
専門的科目	集積回路設計	2	2		
	固体電子工学	2	2		} 2 単位以上修得
	材料工学特論	2	2		
	情報セキュリティ概論	2		2	
	画像処理工学	2		2	
選択科目	知能機械	2	2		
	形状処理工学特論	2	2		
	レーザー分光	2		2	
	小計	48	26	18	
	開設単位数合計	84	52	28	
修得単位数合計		62 以上	62 以上	選択科目から 14 単位以上修得	

※学年別配当欄の専門的科目小計の項及び開設単位数合計の項には、インターンシップの単位数は含んでいない。

(応用化学専攻)

区分		授業科目	開設 単位数	学年別配当		備考
教養 科目	必修 科目			第1 学年	第2 学年	
	英語講読	2		2		
	英語総合演習A	2	2			
	英語総合演習B	2	2			
	国際関係論	2	2			
	歴史と文化	2	2			
	小計	10	8	2		
専門 関連 科目	必修 科目	技術者倫理	2	2		
		環境マネジメント	2	2		
		応用数学特論	2	2		
		応用物理特論	2	2		
		環境科学	2		2	
		エンジニアリングデザイン	2		2	
	選択 科目	エネルギー工学特論	2	2		
		電気回路特論	2	2		
		生命科学	2	2		
		メカトロニクス特論	2		2	
		システム制御工学	2	2		
		センサ工学	2	2		
		計算力学特論	2		2	
		小計	26	18	8	
専門的 科目	必修 科目	応用化学特別研究Ⅰ	2	2		
		応用化学特別研究Ⅱ	8		8	
		応用化学特別実験	4	4		
		応用化学特別ゼミナールⅠ	2	2		
		応用化学特別ゼミナールⅡ	2		2	
		化学情報工学	2	2		
		インターンシップ	4		4	
	選択 科目	応用有機化学特論	2	2		
		生物工学特論	2		2	
		機能性材料	2		2	
		工業物理化学特論	2	2		} 2 単位以上修得
		機器分析特論	2	2		
		複合材料	2	2		
		応用微生物学特論	2		2	
		環境触媒化学特論	2	2		
		有機合成化学	2	2		
		生物資源化学特論	2		2	
	小計	44	22	18		
開設単位数合計			80	48	28	
修得単位数合計			62 以上	62 以上	選択科目から 16 単位以上修得	

※学年別配当欄の専門的科目小計の項及び開設単位数合計の項には、インターンシップの単位数は含んでいない。

(各専攻共通)

区分	授業科目	開設 単位数	学年別配当		備考
			1年	2年	
特別 教養 科目	語学研修	2	1	1	単位は修了要件に含まれない
	課外研修	2	1	1	
	地域社会研修	2	1	1	